

自費解体（費用償還）申請書類チェックシート

◇共通	
☐	自費解体・撤去に係る償還申請書【様式第1号（両面で印刷したもの）】 ※以下「申請書」という
☐	印鑑（登録）証明書 ※輪島市に住所を有する個人の方は「申請書」を右側記載の窓口で提示すると無料で発行 輪島市役所新館 1階市民課 門前総合支所 1階地域生活課 町野支所
☐	本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）の写し
☐	り災（被災）証明書（半壊以上）の写し
☐	登記事項（建物）全部事項証明書 [法務局] ※未登記であれば固定資産証明書（評価証明書または公課証明書）のみの提出で良い
☐	固定資産証明書（評価証明書または公課証明書） ※「申請書」を右側記載の窓口で提示すると無料で発行 輪島市役所新館 1階市民課 門前総合支所 1階地域生活課 町野支所
☐	建物配置図【指定様式】
☐	解体前・中・後の様子がよくわかる写真【様式不問・普通紙カラー印刷可】
☐	見積書・契約書（申請者あて）の写し ※施工内容（内訳）がわかるもの
☐	領収書（申請者あて）の写し
☐	解体証明書の写し【任意様式】
☐	産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
☐	償還金振込先口座の通帳等の写し
◇申請者が代理人である場合	
☐	代理権を証する委任状【指定様式】 ※代理人の身分証明書必要
◇申請者（費用負担者）と被災家屋等所有者が異なる場合	
☐	所有者全員の同意書【指定様式】 ※同意者の印鑑（登録）証明書を添付 ※輪島市に住所を有する個人の方は同意書を右側記載の窓口で提示すると無料で発行 輪島市役所新館 1階市民課 門前総合支所 1階地域生活課 町野支所
◇被災家屋等所有者が法人である場合	
☐	商業・法人登記事項証明書（履歴全部事項証明書） [法務局]
◇被災家屋等が未相続である場合	
>> 共通 ※戸籍等は輪島市が職権で取り寄せし確認するので不要	
☐	相続関係を証する書類（法定相続情報一覧図又は戸籍全部事項証明書等） （ 輪島市役所 新館 1階 市民課、門前総合支所 1階 地域生活課 ）
◇その他	
☐	その他市長が必要と認める書面